

「社会的養護 I」「社会的養護」「養護原理 I」重要法令単語集

- 下記表1は、児童福祉分野の職業には必須の関係法令・制度等です。
法令の主旨、内容等を200字程度で要点をまとめて簡単に説明してもらう出題です。
- 下記表2の用語は、実習や就職した時等で福祉現場の会議や打ち合わせなどでよく使われる単語です。
試験にはこの中から毎回3～5問程度出題されています。
単語のみ掲載しますが、参考書、文献、福祉関係用語辞典等で理解しておくといでしょう。
- 下記表3は、施設の創始者と施設名について例示しておきました。

1. 200字程度の記述式で、試験に出やすい法律・制度です。

※出題例=次の法律（制度）について、どのような内容か200字程度で説明してください。

用語	用語の意味・解説
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉法（昭和22年）の規定による児童福祉施設の設備及び運営について、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するための最低限の法的根拠。
児童の権利に関する条約	主な概要は、第1条 児童の定義 第2条 差別の禁止 第3条 児童の最善の利益 第6条 児童の生存、発達権 第7条 氏名及び国籍取得の権利 第9条 父母との分離禁止 第12～17条 自由権の保障 第18条 教育 など
児童虐待の防止等に関する法律	2000年公布。児童虐待の分類 ①身体的 ②性的 ③ネグレクト（養育放棄・怠慢） ④心理的に分類されている。第5条 早期発見の義務、第6条 通告の義務等
懲戒権濫用の禁止	施設の長は、児童福祉法第47条一3により、入所中の子どもの親権を代行しているため、子どもが悪い行為をした時に、教育的福祉的観点から懲戒を行う場合があるが、身体的、心理的苦痛、人格を辱める等、懲戒権を濫用してはならない。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第9条の3）
子育て支援短期利用事業	保護者の病気や社会的理由で、子育てが一定期間、緊急一時的に困難になった時、子どもと家庭の福祉を向上させる目的の事業。①ショートステイ（短期入所生活援助）事業＝①1週間以内程度入所保護する。②トワイライト（夜間養護）事業、＝父子家庭等で親の帰宅が遅くなる場合に夜10時くらいまで施設で夕食、入浴、学習指導等をする事業。
第三者評価事業	平成12年、社会福祉法が改正され、福祉サービスの質の向上を図るための制度である。福祉施設が提供している、援助や支援内容のサービスについて自己評価し、利用者や保護者から評価を受け、専門の第三者により専門的、客観的な評価を受け、サービスの質を向上させることが目的の事業である。
苦情処理窓口	児童福祉施設苦情解決実施要綱により、施設内に苦情受付担当者を置き、①利用者からの苦情の受付、②苦情内容、利用者の意向等の確認と記録、③受付けた苦情及びその改善状況等を責任者及び第三者委員へ報告を行うことで、利用者のより快適な施設生活の向上を図るものである。

2. 一般的な福祉分野の職場でよく使われている用語です。

※出題例=次の用語の意味について、30字から50字程度で分かり易く説明してください。

※スティグマ	「汚名の烙印」のこと。個人や集団の特性に対しての社会的な低い評価や侮辱的なマイナス評価のこと。例えば「施設の子は、行儀が悪い、乱暴」とか、「施設は、悪いことをした子が行くところ」等。			
QOL	ラポール	アドボカシー	マザーリング	アタッチメント（愛着）
反社会的行動	非社会的行動	社会資源	インフォームドコンセント	バイスティックの7原則
インテーク（In take）	ノンバーバル コミュニケーション	スーパービジョン スーパーバイズ	ノーマライゼーション	応能負担 応益負担
バーンアウト	エンパワメント	ジェノグラム	エコマップ	ファミリーホーム
自己覚知	自己実現	専門里親	虐待関係の世代間連鎖	虐待関係の反復傾向

3. 明治期以降の児童福祉施設創始者。

※施設の対象児童と設立の趣旨、設立の経緯等も知っておくとよい。

岩永 マキ = 浦上養育院	石井 十次 = 岡山孤児院	石井 亮一 = 滝乃川学院
二葉幼稚園 = 野口 幽香	巢鴨（北海道）家庭学校 = 留岡 幸助	新潟静修学校（保育所）= 赤沢 鐘美
整枝療護園 = 高木 憲次	神道祈祷所（感化施設）= 池上 雪枝	私立東京予備感化院 = 高瀬 眞卿